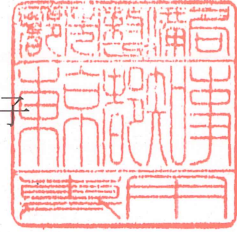


〒140-0012
東京都品川区
勝島1-5-21

ノードソン（株）

内田 勝 様

東京都知事 小池 百合子



一般建設業の許可について（通知）

令和 4 年 1 1 月 2 9 日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので
通知します。

記

許 可 番 号	東京都知事 許可（般－4）第 139550 号
許可の有効期間	令和 5 年 1 月 10 日から 令和 10 年 1 月 9 日まで
建設業の種類	機械器具設置工事業

注） 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限； 令和 9 年 12 月 10 日
（裏面の注意事項をお読みください。）

許可後の注意事項

1 許可について

許可の有効期間は5年間です。（許可のあった日から5年目の許可日に
対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が土曜日、
日曜日等の閉庁日であっても同様の扱いになります。）

2 変更届の提出について（建設業法（昭和24年法律第100号）第11条）

許可申請事項に変更があった場合には、その都度変更届を提出しなければなりません。

- (1) 決算変更届（毎事業年度経過後4か月以内）
- (2) 経營業務の管理責任者、専任技術者の変更届（変更後2週間以内）
- (3) その他の変更届（変更後30日以内）

3 許可の更新について（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号） 第5条）

更新の申請は、許可の満了する日の2か月前から表面記載の書類提出期
限（この日が閉庁日に該当する場合は、直後の開庁日）までに行ってください。